

学生育成運営部会 明専スクール分会実施細則

(目的)

第1条 本分会は、明専会の学生支援事業として、卒業・修了直前の学生を対象に社会人および企業技術者としての心構えやスキル等を伝授する短期実践ビジネス講座を開催し、入社後速やかに活動開始できる準備と能力とを育成することを目的とし、本細則は活動に必要な支出等について定める。

(対象者)

第2条 九州工業大学に在籍する学生で、明専会に加入している学生。

(分会の設置)

第3条 明専スクールの計画立案と実施のために、明専スクール分会を設置する。

2 明専スクール分会は、下記をもって構成する。

- (1) 分会長 : 1名
- (2) 副分会長 : 必要時
- (3) 委員 : 必要数
- (4) 事務局 : 若干名

3 分会長は、学生育成運営部会の委員から、会長が指名し理事会の承認をもって選任され、会長により委嘱される。

4 必要に応じて分科会の事業の円滑かつ効果的な推進のため、本法人会員以外の者に助言、協力を求めることができる。

(年間計画、および、予算案の立案)

第4条 明専スクール分科会長は、明専スクールの開催計画および予算案の原案を作成し、学生育成運営部会に提案する。

(会合)

第5条 分会長は、明専スクール実施の計画時、実施後にわたり必要な分会を招集し、前条各号に掲げる事項について協議することとする。

2 分会長は、必要に応じ臨時分会を開くことができる

(支援策)

第6条 明専会スクール開催のため次の支援をおこなう。

- (1) 開催費として参加者（学生、講師、事務局等を含）1人につき2万円を目安にこれを支給する。
- (2) 開催費は、分会長が開催の都度速やかに申請し本部所定の手続きを経てこれを支払うものとする。
- (3) 分会は参加者、講師の確保に努め、効果的開催の実現と費用の低減に努める。

(受講生の選考、および、結果の通知)

第7条 明専スクール分会は、受講生の推薦を九州工業大学の各キャリアセンター長に依頼し、その推薦者の中から受講生を決定し、学生本人と大学に決定通知を行う。

(実施、および、成果の報告と広報活動)

第8条 明専スクール分会は、明専スクールの実施、ならびに明専会報および本会ホームページにて実施成果の報告と広報活動を行う。

附則

- 1 この細則は、平成27年2月14日の理事会決議により、同日より施行する。
- 2 この細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。